

4. 集会室使用細則

スペリア佐屋管理組合管理規約に基づき「集会室使用細則」を次の通り定める。

(目的)

第1条 集会室の使用はスペリア佐屋の居住者の親睦・利便を図ることを目的とし、公序良俗に反する使用は禁止する。

(申請・許可)

第2条 集会室の使用を希望する者は原則として1か月前から所定の書類を世帯主が提出し、理事長の許可を得ること。

2 理事長は使用許可にあたって必要と認める場合は、これに条件をつけることができる。

(使用優先)

第3条 集会室の使用については次のような優先順位を決め、必要に応じ理事長が判断して決める。

2 理事長は、すでに許可した場合でも必要に応じ取り消し変更することができる。

3 集会室の使用優先は次の通りとする。

一 居住者の葬儀。(ただし、入居届けが提出されている住民に限る。)

二 管理組合の会合及び行事。

三 官公庁及び公益事業者の公益目的のための使用。

四 居住者が親睦を図る目的の使用。

五 各住戸の親戚及び知人の宿泊。(和室のみ)

六 その他、理事長が認めた使用。

(使用)

第4条 集会室が使用できる条件は次の通りとする。

一 特定の政治活動や宗教活動及びそれに類する使用は認めないものとする。

二 第三者が参加する継続的な使用及び講師等に謝礼を支払う使用は、団体登録を行い理事会の許可を得ること。

(団体登録)

第5条 前条第二項の登録できる団体の条件は次の通りとする。

一 原則として月一回以上利用する団体の場合。

二 外部の参加者の住所、氏名、連絡先を記入すること。

三 外部の者を参加させる場合は、地域住民との親睦を逸脱しないよう留意すること。

四 住民の参加を拒まないこと。

五 講師等に謝礼を支払う場合は、一回につき総額5,000円以内とし、参加者が公平に負担すること。

六 所定の登録用紙に必要事項を記入し提出すること。

(使用時間及び使用料金)

第6条 集会室の使用時間及び使用料金は次の表の通りとする。ただし、表以外の使用については理事長が判断する。

- 2 使用料金は、管理費等と共に自動引落としにより納入する。
- 3 理事長は必要に応じ無料で使用させることができる。

	使用時間	和 室	洋 室
管理組合・公共使用	設定しない	不 要	不 要
親睦のための使用	8時より 22時まで	100 円/1 時間	300 円/1 時間
居住者の葬儀使用	設定しない	2000 円/1 回	6000 円/1 回
親戚・知人の宿泊	22時より翌 8時まで	300 円/1 回	*
その他	8時より 22時まで	500 円/1 時間	1500 円/1 時間

(使用上の注意事項)

第 8 条 集会室の使用については理事長及び管理員の指示に従うと共に、次に定める事項を守ること。

- 一 使用上の責任は申請者がすべての責任を負うこと。
- 二 申請者は使用終了後に清掃及び備品の整理を行い、火気等をチェックし「点検表」を管理員へ提出すること。
- 三 集会室で発生させたゴミは各自持ち帰ること。
- 四 備品等を破損させた場合は弁償すること。
- 五 集会室の使用は第三者も可とするが、すべて申請者が責任をもって使用すること。
- 六 集会室は禁煙とし、喫煙は所定の場所で行うこと。

(義務違反)

第 8 条 理事長は、細則を遵守しない者の申し込みを以後拒絶することができる。

(細則の改廃)

第 9 条 この細則は、総会出席者の過半数で決する。

(発効)

第 10 条 この細則は、平成 11 年 12 月 12 日より発効する。

平成 16 年 (2004) 3 月 28 日	一部変更
平成 31 年 (2019) 3 月 24 日	一部変更
令和 2 年 (2020) 3 月 29 日	一部変更